

## 第6部

# 事故等による災害対策

# 第1章 重大事故等対策

## 第1節 危険物施設等の事故対策

### 第1項 活動方針

○大規模災害発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設状況の情報収集・提供、災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	防災総括部、消防本部	【発災1時間以内】 市災害対策本部設置後速やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物施設・放射線物質施設の被害情報(可燃性物質や毒劇物の漏洩・流出・飛散情報、放射性物質の飛散情報等) (防災関係機関)

※「活動開始(準備)時期」は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 危険物施設

##### (1) 平常時の予防対策

##### ア 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

##### イ 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

##### ウ 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

##### エ 防災訓練の実施等の促進

施設の特異性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

##### (2) 事故等発生時の緊急措置

##### ア 県への通報

危険物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

##### イ 危険物及び毒劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示、又は自らその措置を講ずる。

##### ウ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

## エ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

## オ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

## カ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

## キ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

## ク 危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所、もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

## ケ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

## コ 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

## サ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

## 2 高圧ガス施設

### (1) 事故等発生時の緊急措置

#### ア 県への通報

高圧ガス施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

#### イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

#### ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要

に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

#### エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

#### オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

#### カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

#### キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故等発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防衛活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

#### ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

#### ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

### 3 火薬類施設

#### (1) 事故等発生時の緊急措置

##### ア 県への通報

火薬類施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

##### イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

##### エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

##### オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請

の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

#### カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

#### キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

#### ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

#### ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織等と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

### 4 毒劇物施設

#### (1) 事故等発生時の緊急措置

##### ア 県への通報

毒劇物施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

##### イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

##### エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

##### オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

#### カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

#### キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

## 6 ばい煙発生施設、排水施設等

### (1) 事故発生時の緊急措置

#### ア 事故発生に係る県への通報

ばい煙発生施設、排水施設等の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

#### イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

#### ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

#### エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

#### オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

#### カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

#### キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

#### ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

#### ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

### <関係事業者の実施する対策>

#### 1 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

(1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火

等の防止

- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

## 2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- (1) 災害発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- (2) 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- (3) 災害による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市、警察、消防に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。
- (4) 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合には、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

## 3 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防に届け出る。

## 4 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、伊賀保健所、伊賀警察署、名張警察署又は消防本部に届け出る。(毒物及び劇物取締法第16条の2)

## 5 放射性物質施設(放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等)

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

### (1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ア 伊賀保健所
- イ 伊賀警察署、名張警察署
- ウ 消防本部
- エ 市役所

### (2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

#### ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

#### ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

### 5 放射性物質施設（市役所、所轄消防本部又は消防署）

#### (1) 事故等発生時の緊急措置

##### ア 県への通報

放射性物質施設の事故等が発生した場合、速やかに県へ通報する。

##### イ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### ウ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得るなどして、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

##### エ 他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第39条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

##### オ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

##### カ 資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

##### キ 住民の安全の確保

消防吏員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

#### ク 火気等の制限

消防吏員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

#### ケ 避難の指示等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由を周知し、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。



＜中部近畿産業保安監督部の実施する対策＞

1 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- (1) 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- (2) 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- (3) 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

## 第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策

### 第1項 活動方針

○航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

### 第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
事故等災害発生時の対応	防災総括部、消防本部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	・事故発生情報(各関係機関)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 事故等災害発生時の対応

##### (1) 活動体制の確立

市は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努め、災害の特性に合わせた臨機応変な活動体制をとる。

また、市長が必要と認めた場合は、市災害対策本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市災害対策本部を設置した場合には、県(防災対策部災害対策課)へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

##### (2) 応急対策活動

市は必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

ア 被害情報の収集

イ 消防応急活動及び救助活動

ウ 医療・救護活動

エ 被災者及び地域住民の避難対策活動

オ 自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請

#### ■その他の防災関係機関が実施する対策

#### 1 事故等災害発生時の対応

##### (1) 活動体制の確立、情報収集

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局等の防災関係機関は、航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等の事故災害が発生した旨の通報を受けた場合、又はその発生を確認した場

合は、速やかに情報収集、又は状況把握を行い、必要に応じて適切な配備体制を敷くとともに、関係機関と情報共有を図り、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとる。

## (2) 応急対策活動

国土交通省大阪航空局中部空港事務所、中部運輸局等の防災関係機関は、必要に応じて適切な応急対策活動を実施する。

## ■事業者が実施する対策

---

### 1 鉄道事業者における措置

#### (1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害内容の把握等、迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

#### (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

#### (3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動に努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

#### (4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

#### (5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

#### (6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事等の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

## 第3節 原子力災害対策

### 第1項 活動方針

○県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地せず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね半径30km）も含まれていない。しかし、東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、市境から概ね80kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

### 第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害情報の収集・伝達・広報	防災総括部、消防本部	【発災1時間以内】 発災後速やかに	・原子力施設の災害情報（国、原子力事業者、関係都道府県等）
防護措置	防災総括部、健康福祉部	モニタリング等の情報により防護措置が必要となった時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
放射性物質における環境汚染への対処	関係各部	放射性物質による環境汚染が発生した時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
県外からの避難受入	防災総括部	避難受入れ要請を受けた時	・避難受入れ要請（関係都道府県、国）
風評被害等の軽減	産業振興部	風評被害等の影響が予見される時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）
心身の健康相談等の実施	健康福祉部	市民に健康不安等が生じた時	・モニタリング情報（国、原子力事業者、関係都道府県）

※「活動開始（準備）時期」は、対策（活動）を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 災害情報の収集・伝達・広報

県との情報交換及び協力を密にし、入手した情報を必要に応じて住民及び関係機関へ周知する。

#### 2 防護措置

##### (1) 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用した、屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

##### (2) スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県と連携し、スクリーニング及び除染を行う。

##### (3) 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、必要な措置をとる。

### 3 放射性物質における環境汚染への対処

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を検討する。

### 4 県外からの避難受入

県外から原子力災害等により県境を越える避難者の受入要請があった際には、保有する施設を避難所として設置する。

### 5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため、農林業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

### 6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

## ■その他の防災関係機関が実施する対策

---

### 1 津地方気象台の対策

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県に周辺府県の気象状況を提供する。

## 第2章 火災対策

### 第1節 大規模火災の対策

#### 第1項 活動方針

○大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

#### 第2項 事故等発生時の主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
情報の収集・連絡調整	防災総括部、消防本部	【発災後1時間以内】 大規模火災発生後速やかに	火災発生状況
消防活動	防災総括部、消防本部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況
救急活動	防災総括部、健康福祉部、市民病院部、消防本部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要 なとき	救急患者の状況
資機材の調達等	防災総括部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

#### 第3項 対策

##### ■市が実施する対策

##### 1 災害予防

##### (1) 災害に強いまちづくり

市は、次により、大規模な火災災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進する。

- ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災街区の整備
- イ 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整備事業の実施
- ウ 市街地再開発事業等による市街地の不燃化促進策の支援
- エ 水面・緑地帯の計画的確保
- オ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備
- カ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

なお、火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

## (2) 火災に対する建築物の安全化

### ア 消防用設備等の整備、維持管理

建築物等について、法令に適合したスプリンクラー整備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を指導する。

### イ 建築物の防火管理体制

建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るよう指導する。

### ウ 建築物の安全対策の推進

不特定多数の者が利用する建築物等の所有者又は管理者に対し、避難経路の確保、防火設備・排煙設備・非常用照明等の適正な維持管理など、防火・避難対策に関する措置の重要性について、防災査察時等に周知を図る。

## (3) 消防力の強化

### ア 公設消防力の強化

#### ① 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員を補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

#### ② 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。

### イ 自衛消防力の強化育成

消防機関を通じて、防火対象物（消防法第8条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

## (4) 防災知識の普及

### ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、県と市が中心となり、関係機関団体の協力のもと、春秋2回火災予防運動を県内一斉に実施する。

### イ 住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、三重県住宅防火対策推進協議会を通じ、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

### ウ 立入検査の強化

市、消防機関は、常に当該区域内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行う。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行う。

エ 応急手当の普及啓発等

市及び消防組合は、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる認定救急救命士の要請等救急搬送体制の強化を図る。

(5) 特定防火対象物等火災予防対策

ア 特定防火対象物

① 防火管理者制度の効果的な運用

消防機関を通じて、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物には、防火管理者を選任させ、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うように消防機関を通じて指導する。

② 立入検査指導の強化

市、消防機関は、特定防火対象物の用途、地域等に応じ立入検査を計画的に行い、常に所轄区域の特定防火対象物の状態を把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設については、設備改善の指導を強化する。

③ 防火対象物定期点検報告制度の実施

消防機関は防火対象物定期点検報告制度により、点検及び報告が義務づけられた一定の防火対象物について、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を図る。

また、同制度による点検済の表示、及び防火優良認定証の表示により利用者への情報提供を行う。

さらに、上記以外の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、消防法令を遵守している旨の表示をすることにより、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図るとともに利用者への情報提供を行う。

イ 公立学校建物

公立学校の建物については、毎年、消防用設備等点検業務の委託を行い、不良箇所の修繕を行う。国の文教施設整備計画等により、木造建築物を逐次不燃化構造へ改築を図る。

ウ 文化財

市内の文化財で、防火・防災施設設備を要するものの対策は、収蔵庫、消火栓等の設置・点検、防火・防災訓練の指導徹底並びに管理者の巡回により、万全を期する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 情報の収集・伝達

ア 市災害対策本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

(2) 消防活動

ア 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。



#### イ 消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合の消防活動は、市長又は消防組合管理者が主体となり、消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。

また、市長又は消防組合管理者は、消防活動の主体として、火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段により呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

#### ウ 応援要請

市長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

また、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

市長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

### (3) 救急活動

#### ア 救急活動の実施

市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

#### イ 応援要請

市長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要と判断した場合は、消防活動と同様に、協定に基づき県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

なお、あらかじめ消防相互応援協定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

また、近隣市町の応援のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

### (4) 避難措置

発災時には、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

また、必要に応じて避難所を開設する。

### (5) 資機材の調達等

#### ア 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

#### イ 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

## ■住民が実施する対策

---

### 1 消防活動

#### (1) 初期消火活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

### 2 救急活動

#### (1) 初期救急活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

## ■参考

---

### 1 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定により、通報される火災気象通報の実施基準は、津地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

- ①三重県における乾燥注意報の基準：北中部、南部ともに、実効湿度が60%以下で、最小湿度30%以下となる見込み。
- ②三重県における強風注意報の基準：北中部、南部ともに、陸上で最大風速が13m/s以上となる見込み。(ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。)

## 第2節 林野火災の対策

### 第1項 活動方針

○林野火災による広範囲にわたる林野の焼失などの被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合にはその被害軽減を図る。

### 第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
消防活動	防災総括部、 消防本部	【発災後3時間以内】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況(消防機関)
林野火災空中 消火活動	防災総括部、 消防本部	【発災後3時間以内】 空中消火活動が必要と認められるとき	火災発生状況(消防機関)
救急活動	防災総括部、 健康福祉部、 消防本部	【発災後3時間以内】 救急患者の転院搬送等が必要なとき	救急患者の状況(医療機関等)
資機材の調達等	防災総括部、 消防本部	【発災後6時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

### 第3項 対策

#### ■市が実施する対策

#### 1 災害予防

##### (1) 林野火災に強い地域づくり

##### ア 林野火災消防計画の確立

市は、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況及び林内作業の状況等を考慮のうえ、関係機関と連携を図り、以下の事項について林野火災消防計画の確立に努める。

- ① 特別警戒実施計画
  - a 特別警戒区域
  - b 特別警戒時期
  - c 特別警戒実施要領
- ② 消防計画
  - a 消防分担区域
  - b 出動計画
  - c 防護鎮圧計画
- ③ 資機材整備計画
- ④ 啓発運動の推進計画
- ⑤ 防災訓練の実施計画

イ 監視体制

林野火災予防のため、林業関係者等による火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

ウ 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- ① 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入
- ② 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ③ 事業地の防火措置の明確化
- ④ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- ⑤ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化
- ⑥ 林野火災対策用機材の整備

エ 火災警報発令中における火の使用の制限

火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市火災予防条例においてあらかじめ定めておく。

オ 防災知識の普及・啓発等

関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災表示板を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど、林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

### (1) 情報の収集・伝達

ア 市災害対策本部の設置

市は、市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置し、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との調整等を円滑に行う。

### (2) 消防活動

ア 火災警報の発令

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。

なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。

イ 消防活動の実施

市の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、市又は消防組合が主体となり消防機関を動員して実施する。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

ウ 近隣市町への応援要請

市長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第39条及び第44条、基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、被災をしていない場合は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。

なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。

#### エ 緊急消防援助隊の応援要請

市長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

### (3) 林野火災空中消火活動

市長等は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じる。

#### ア 初動体制

##### ① 災害情報等の報告

市長等は、市地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を、関係機関等に報告する。

##### ② 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のための大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、「第4部第1章第3節 自衛隊への災害派遣の要求」に定める所要の措置をとる。

##### ③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握する。

また、危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握する。

##### ④ 資機材の確保

他の自治体、関係機関の資機材の保存状況を把握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

##### ⑤ 輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

#### イ 空中消火活動

##### ① 現場指揮本部における任務

a 情報の総括…空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b 空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

##### ② 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

#### ウ 派遣要請

##### ① 県防災ヘリコプターの派遣要請

市長等は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は、「第4部第2章第5節 ヘリコプターの活用」の手続により行う。

エ 報告

市は、空中消火を実施した場合、速やかに以下の概要を県（災害対策課）に報告する。

- a 林野火災の場所
- b 林野火災焼失（損）面積
- c 災害派遣を要請した市町名
- d 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- e 散布回数（機種別）
- f 散布効果
- g 地上支援の概要
- h その他必要事項

(4) 救急活動

ア 救急活動の実施

市長又は消防組合管理者は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ 応援要請

市長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

- a あらかじめ消防相互応援協を定締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
- b 市長又は消防組合管理者は、多数の傷病者が発生し、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、県、市町及び消防組合が締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

(5) 資機材の調達等

ア 資機材の携行

消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ 必要な資機材の確保

必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行う。

■市民が実施する対策

---

1 消防活動

(1) 初期消火活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。